

論文提出による博士（薬学）の学位授与に係る審査等に関する内規

平成31年3月28日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、大学院学則第18条第2項に規定する論文を提出して博士（薬学）の学位を申請する者の資格およびその審査等に関し、必要な事項を定める。

（学位申請資格）

第2条 本学に論文を提出して博士（薬学）の学位を申請することのできる者は、本学において1年以上の薬学研究歴を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）薬学、医学、歯学又は獣医学の課程を経た者で、次に掲げる者の区分に応じた年数の薬学研究歴を有する者

ア 修業年限3年の大学院博士後期課程修了者 2年以上

イ 大学院修士課程修了者 5年以上

ウ 6年制大学卒業生 5年以上

エ 4年制大学卒業生 7年以上

（2）薬学、医学、歯学又は獣医学の大学院の博士課程において所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者

（3）薬学、医学、歯学又は獣医学の課程を経ない者で、次に掲げる者の区分に応じた年数の薬学研究歴を有する者

ア 大学院博士課程修了者 5年以上

イ 大学院修士課程修了者 7年以上

ウ 大学卒業生 8年以上

エ その他の学歴を有する者 本研究科委員会において別に定める年数

（薬学研究歴）

第3条 前条の薬学研究歴とは、次に掲げる期間をいう。

（1）大学の専任職員（助教（任期付含む。）、研究員（常任に限る。））として研究に従事した期間

（2）退学した大学院の在学期間

（3）本学の研究生として在学した期間

（4）本学の薬剤部にて薬剤師として研究に従事した期間

（5）薬学研究科委員会の認める研究機関において専任職員として研究に従事した期間

（6）薬学研究科委員会が前各号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間

（予備審査）

第4条 論文博士による学位の授与を申請しようとする者は、薬学研究科教務委員会が行う予備審査を受けなければならない。

2 予備審査にかかわる必要事項は、別に定める。

(学位申請の手続)

第5条 予備審査の結果、学位申請を承認された者は次の書類に論文審査手数料を添え、薬学研究科長を経て学長に申請するものとする。但し、7～9の書類は予備審査に提出した書類で代用できる。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 学位論文 | 4部 |
| (2) 主論文 | 4部 |
| (3) 参考論文 | 各4部 |
| (4) 論文内容の要旨 | 4部 |
| (5) 学位論文提出者概要 | 1部 |
| (6) 戸籍抄本 | 1部 |

-
- | | |
|----------------|----|
| (7) 学位申請書(様式6) | 1部 |
| (8) 論文目録 | 1部 |
| (9) 履歴書 | 1部 |

2 学外で作成した論文をもって学位申請する場合は、その論文の研究指導者から論文内容を保証する書類の提出を求めることができるものとする。

(学位論文審査委員の選出)

第6条 主査および副査は薬学研究科委員会(以下、委員会という。)が選出した大学院担当教員とする。

2 学位論文審査委員は、主査1名、副査2名とする。但し、委員会が必要と認めた場合は、副査をさらに2名まで加えることができる。

3 学位論文の共著者になっている者は、主査になることができない。

4 委員会の委員でない者が学位論文審査委員となった場合、その審査委員は当該学位論文1件について、委員会における合否の議決に加わることができる。

(学位論文の審査、試験及び試問)

第7条 学位論文審査委員は、学位論文を審査し、学位申請した者に出頭を求め、学位論文について質疑を行うことができる。

(主論文)

第8条 主論文は原則として単著とする。但し、申請者が筆頭著者である共著論文にあつては、共著者全員に論文の使用に関する承諾を得たものであること、およびその研究における役割分担を証明する書類を添えることで、これを主論文に代えることができるものとする。

2 主論文は、学術雑誌に掲載及び公表されているものとする。学術雑誌への掲載が予定されているものは、その掲載証明書の添付を要する。

(参考論文)

第9条 参考論文は2編以上とする。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、薬学研究科教務委員会の議を経て委員会が行う。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。